# WhiTeA 会員規約

## 第 1 条（運営・管理）

本サロンの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社 elcero が行います。

## 第 2 条（入会資格）

本サロンに入会できる方は、各要件を満たし、本サロンの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。暴力団構成員、他のお客様または本サロンの運営に支障を来す可能性がある方、その他本サロンが不適当と認める方は入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

## 第 3 条（入会手続き・ご利用条件）

1. 本サロンに入会する方は所定の入会手続きを行い、本サロンの承認を得た上、定める会費をお支払いいただきます。また、入会する本人が 18 歳未満の場合または高校生（18 歳以上の方を含みます）の場合は本サロンはご利用いただけません。本サロンは営業時間中にスタッフが不在となる時間帯があるため、本条の定めを設けております。

2. スタッフが不在となる時間帯（以下「無人時間帯」といいます。）に本サロンを利用できるのは、通い放題プランの会員（サブスク会員）に限ります。

## 第 4 条（入会金）

本サロンでは、入会金は設けておりません。

## 第 5 条（会員資格の停止・除名）

本サロンは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本サロンの定める会費を 1 ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費は全て納入していただきます。）
2. 本サロンの設備または備品を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本サロンが定める規則に違反したとき。
4. 本サロンの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本サロンの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本サロンが、社会通念に照らし、本サロン会員としてふさわしくないと認めたとき。


© 株式会社 elcero　本規約の無断転載・複製を禁じます。

## 第 6 条（会費・お支払い）

1. 会員は、本サロンが別途定める会費その他の料金を、当サロン指定の方法により支払うものとします。会費の種類、金額、支払期限および支払方法等は、本サロンが定めるものとします。

2. 月会費は、会員資格を有する期間中発生するものとし、会員によるサービス利用の有無、予約の有無その他理由を問わず支払義務を負うものとします。

3. 会員制サービスの性質上、当サロンは会員のために施術枠、設備その他サービス提供体制を確保しております。既に支払われた会費その他料金については、法令上返金義務がある場合または当サロンが別途認める場合を除き、返金いたしません。

4. 通い放題プランにおいて、祝日、本サロンの休業日その他会員の都合によらない事由により施術を受けられなかった場合であっても、利用期間の延長、日割り精算その他の補填は原則として行わないものとします。ただし、本サロンの責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではなく、本サロンが別途相当と認める対応を行います。

5. 会費の決済スケジュールは、当サロンが利用する決済システム（クレジットカード決済）の規定に基づくものとし、詳細は入会時に別途ご案内する決済サイクル表によるものとします。返金その他の個別対応を行った場合であっても、別途停止の手続きを取らない限り、通常の決済スケジュールに従い次回以降の請求が発生します。

6. 通い放題プランに入会する場合、会員は、入会時に入会月分の月会費（入会日からの日割り計算によるもの）および翌月分の月会費をあわせて支払うものとします。したがって、通い放題プランの最短利用期間は、入会月およびその翌月までの 2 ヶ月間となります。

## 第 7 条（休会）

1. 会員は、各月の 10 日までに公式 LINE の「各種手続き」その他本サロンが定める方法により休会を届け出ることにより、翌月から休会することができます。本サロンの事務手続き上、10 日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

2. 一回の届出による休会期間は 1 ヶ月から 3 ヶ月間までとし、休会費は無料とします。休会最終月の 10 日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度届け出ることにより延長が可能です。

## 第 8 条（会員種類の変更）

会員は、各月の 10 日までに公式 LINE の「各種手続き」その他本サロンが定める方法により変更を届け出ることにより、翌月から会員種類を変更することができます。10 日を過ぎた場合は、本サロンの事務手続き上、翌々月扱いになります。

## 第 9 条（退会）

会員は、各月の 10 日までに公式 LINE の「各種手続き」その他本サロンが定める方法により退会を届け出ることにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10 日を過ぎた場合は、本サロンの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本サロンが退会の届出を受信しない限り会費支払義務は発生するものとします。ただし、通い放題プランに入会した月に退会を届け出た場合は、前段の定めにかかわらず、第 6 条第 6 項に基づき翌月末日をもって退会となります。また、第 7 条から本条までの届出の日は、本サロンが当該届出を受信した日とします。


© 株式会社 elcero　本規約の無断転載・複製を禁じます。

## 第 10 条（休業）

本サロンは、諸施設の補修、店舗整備、その他本サロンの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

## 第 11 条（閉鎖・臨時休業）

本サロンは、次の事由により本サロンの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本サロンの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

## 第 12 条（施設のご利用・注意事項）

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本サロンの施設を利用するものとします。

2. 本サロンは、会員が本サロンの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本サロンの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本サロン内外でのトラブルについても同様とします。

3. 会員は、本サロンにおいて、不適切な利用行為または危険行為は行ってはならないものとします。

4. 本サロンが提供するセルフホワイトニングは、会員ご自身で行うものであり、医療行為ではございません。効果には個人差があります。

5. 本サロン内でのお忘れ物については、翌日以降の営業時間内に対応いたします。営業時間外の開錠やお渡し等の個別対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

6. 本サロンの運営上の事由（無人時における備品・薬剤の不足、設備の不具合等）により会員が施術を受けられなかった場合、本サロンは合理的な範囲で代替日の提供、返金その他の対応を行うことがあります。ただし、その対応内容・方法は本サロンの裁量によるものとします。

7. 施術の予約およびキャンセルの方法・期限その他予約に関する事項は、本サロンが別途定め、専用予約サイト、公式 LINE または本サロンのホームページ等に掲示するものとします。会員は、これに従うものとします。

8. 会員は、初回利用時に本サロン所定の同意書に署名するものとします。当該同意書の内容は 2 回目以降の各利用にも適用されるものとし、会員は、2 回目以降の利用時に改めて署名を行わない場合であっても、各利用時に当該同意書の内容に同意したものとみなします。

9. 会員は、同意書に記載された事項（体調、妊娠の有無、既往症、治療中の疾患等）に変更が生


© 株式会社 elcero　本規約の無断転載・複製を禁じます。

じた場合、または施術を受けることが適当でない状態にある場合は、利用を控えるとともに、速やかに本サロンに申し出るものとします。

10. 本サロンが同意書の内容を変更した場合は、変更後の同意書を専用予約サイト、公式 LINE または本サロンのホームページ等に掲示するものとし、会員は、変更後最初の利用時をもって変更後の同意書の内容に同意したものとみなします。ただし、本サロンは必要に応じて改めて署名を求めることがあります。

11. 会員が、医師（歯科医師を含みます。以下同じ。）の診察を経て入手した医療用のジェル（以下「医療用ジェル」といいます。）を本サロンで使用する場合、本サロンが提供するのは場所および機器の貸与のみとします。

12. 医療用ジェルの診察、処方、入手、使用方法、効果、安全性、副作用その他医療に関する一切の事項は、会員と医師およびジェルのメーカーとの間で定まるものとし、会員は、医師およびメーカーの指示・案内に従って使用するものとします。本サロンは、医療用ジェルに関する診断、説明および助言を行わず、本サロンのスタッフは会員の口腔内に触れません。また、第 8 項の同意書は本サロンの施設および機器の利用に関するものであり、診察・処方に関する同意は、会員が医師に対して別途行うものとします。

13. 医療用ジェルに関して生じた事故、体調不良その他の事項について、本サロンの責めに帰すべき事由がない限り、本サロンは責任を負いません。

14. 医療用ジェルおよびセルフホワイトニング用のペースト（以下「ジェル等」といいます。）は、会員が持参し、自己の責任で管理するものとし、本サロンは預かりません。会員は、ジェル等を他の会員その他の第三者に譲渡し、または共用してはなりません。

15. 連日（連続する日）の予約はできません。

## 第 13 条（規約・諸費用の改定）

本サロンは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本サロンは改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

## 第 14 条（施行日）

本規約は 2026 年 7 月 3 日より施行します。

---

# 附　則

1. （プラン体系の変更に伴う経過措置）本サロンは、通い放題プランについて「平日通い放題」の新規募集を終了し、以後は「いつでも通い放題」プランのみを提供するものとします。本規約改定時点で既に「平日通い放題」を契約している会員については、当該会員が「いつでも通い放題」への変更または退会を行うまでの間、従前の条件により引き続きご利用いただけるものとします。

2. 本附則は、2026 年 9 月 1 日より施行します。


© 株式会社 elcero　本規約の無断転載・複製を禁じます。

## 附　則（2026 年 10 月改定）

第 3 条、第 6 条第 6 項、第 7 条から第 9 条までおよび第 12 条第 7 項から第 10 項の改定は、2026 年 10 月 1 日より施行します。

## 附　則（2026 年 11 月改定）

第 3 条第 2 項の追加、第 4 条の改定、第 12 条第 4 項の改定および第 12 条第 11 項から第 15 項までの追加は、2026 年 11 月 7 日より施行します。


© 株式会社 elcero　本規約の無断転載・複製を禁じます。